入　札　注　意　書

第１条　入札希望者は、貸付公告、県有財産貸付に係る一般競争入札参加者募集要項及び本注意書を熟読のうえ入札してください。

第２条　現物と公示物件の数量と符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第３条　入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。

第４条　入札は所定の入札書を使用してください。

第５条　入札の際には、見積金額の１００分の５以上の入札保証金を県に納付しなければなりません。
　納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した〔自己宛小切手〕（線引小切手は除く。）又は銀行等〔※〕の保証のいずれかに限ります。
　入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。
※「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）」第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入を行う組合

２　入札保証金は、各自封筒に入れて封をしてください。
　封筒の表には氏名又は名称を、裏には金額を記載してください。

３　開札後、非落札者には、入札保証金を返還します。

第６条　入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）を記入するものとし、入札金額の記載は、算用数字を使ってください。
　なお、万年筆又はボールペンを使用してください。

２　入札書には、年額を記入してください。

第７条　提出済みの入札書は、その理由の如何にかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第８条　大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次の各号の一に該当する入札は無効とします。

（１）金額の記載がないもの
（２）入札に関する条件に違反したもの
（３）入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
（４）入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
（５）誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
（６）入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札
　なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

（７）入札保証金を差し出さないもの
（８）入札保証金の額が見積金額の5／100に満たないもの

第９条　開札は入札者の面前で行います。

第10条　開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、入札執行者においてその必要がないと判断したときは再入札を止めることがありますが、この場合異議の申立はできません。

第11条　入札は予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

第12条　落札者が落札決定の日から７日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しないときは、その落札決定を取消し、入札保証金は大分県に帰属します。

第13条　契約は契約書を作成し、県、落札者双方が記名押印したときに成立します。

第14条　次の各号に該当する公序良俗に反する使用等を禁止します。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

（３）契約締結の日から１０年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２号第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に定める特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

第15条　開札前の無効の申出又は落札宣言後の無効の申出は、どのような理由があっても受理しません。

第16条　落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の10／100以上に相当する金額(第5条第1項の扱いに同じ）を納付しなければなりません。

第17条　落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

第18条　本注意書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等の定めるところにより処理します。

大　　分　　県

（平二〇規則五一・追加）

（入札の取消し、延期等）

第二十六条　契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるときは、又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することができる。

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）抜粋

（昭五七規則八二・一部改正）

（無効入札）

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一　入札者としての資格のない者のした入札

二　競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

三　入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

四　同一の入札について二以上の入札をした者のした入札

五　同一の入札について二以上の入札者の代理人となつた者のした入札

六　入札金額の訂正に訂正印のない入札

七　入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい入札

八　電子入札にあつては、知事が指定する認証方法を用いない者のした入札

九　電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

十　前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

（平一八規則六五・令三規則六五・一部改正）

（再度入札の公告期間）

第二十八条　契約担当者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第二十一条本文に規定する期間を五日まで短縮することができる。

（落札の決定）

第二十九条　契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により落札者に通知しなければならない。

２　落札者は、前項の通知を受けた日から七日以内に契約に必要な文書に契約保証金又は契約保証金を納付したことを証する文書を添えて提出しなければならない。ただし、契約担